

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課 環境政策課							
政策の柱	市民の快適な暮らしを支えるために	取組の基本方向	「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」ため、市民の環境を守る意識を高め、行動につなげるための「環境保全行動の推進」、温室効果ガスの排出を抑制するための「地球温暖化対策の推進」、限りある資源の有効活用を図るための「ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）」、廃棄物処理における環境負荷を最小限に抑えるための「廃棄物の適正処理の推進」、公害などの快適な生活を阻害する要因を未然に取り除くための「良好な生活環境の確保」に重点的に取り組みます。						
政策名	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する								
目標	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。	政策指標の進捗状況	政策の指標	環境にやさしい社会が形成されてきていると感じている市民の割合					
政策を取巻く環境	環境問題の深刻化・多様化により、脱温暖化・循環型社会を形成するための状況は厳しいものとなっており、目標達成に向けた各施策の更なる推進が必要である。なお、今後も更に幅広い対応が求められていくことから、平成22年度に予定している第2次環境基本計画の策定に向け、現状の的確な把握や課題の抽出に努めるとともに、本市の環境施策の基本となる新たな目標を設定する必要がある。		H19：基準	H20	H21	H22	H23	H24：目標	進捗状況
			34.8%	35.2%				47.0%	74.9%

2. 政策の評価

現状と課題の分析	これまで、環境基本計画に基づいて様々な取組を行ってきたが、政策指標の進捗状況は0.4ポイント上昇しているものの目標値の達成に向けては厳しい状況にある。各施策の重要度はいずれも60%以上で、市民の環境問題に対する認識が非常に高い一方、満足度は低い状況にあることから、「ごみの分別の推進」、「低炭素型地域活力創造事業」などの実践行動につながるための仕組みづくりや、「みやエコファミリー」、「事業所版環境ISO」など各主体が自ら環境配慮行動に取り組める事業を実施するとともに、効果的な周知啓発や「事業の見える化」など市民満足度向上に結びつく施策にも取り組む必要がある。
----------	---

3. 政策を構成する施策一覧

施策名	施策の指標	施策の達成状況				施策の二次評価	市民の意識	
		H19：基準	H20	H24：目標	進捗状況		満足度	重要度
1 環境保全行動の推進	家庭版環境ISO認定家庭数	827	1,103	2,000	55.2%	環境保全行動を推進するに当たり、これまでも「みやエコファミリー認定制度」など全国的にも先進的な取り組みや、きめ細かな事業を実施し、今年度より「幼児環境学習の拡充」に取り組んできたところであるが、今後も市民一人ひとりの環境配慮行動を促進させるため、更なる定着化や裾野を広げていく必要がある。また、深刻化・多様化する環境問題に幅広く対応するために、本市の環境学習の拠点である「環境学習センターの機能強化」として展示設備のリニューアルなど、センターとして求められる機能の拡充を図り、環境学習の拠点性を更に高めることで環境意識の高揚を図り、市民満足度の向上に結び付けていくこと。	23.6%	63.7%
2 地球温暖化対策の推進	市民1人当たりの温室効果ガス削減割合（排出量）（t）	2.7	2.7	2.25	83.3%	地球温暖化対策については、市民が重要な施策であると認識している中、新エネルギー・省エネルギーやもったいない運動に関する普及啓発活動を、広報や出前講座を始めとする様々な方法で行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助やもったいない絵本の作製配布など、具体的な取組を継続的に実施しているところであるが、市民満足度については低い状況にある。これらのことから、新たな新エネルギー・省エネルギーの普及に向けた補助制度の拡充、環境分野と産業・交通分野の連携、バイオマス、緑化促進、住宅関連などとの総合的な取組など、低炭素型の様々な施策を実施するとともに、もったいない運動における市民会議が中心となった市民運動の展開など、長期的により効果的で実効性のある事業を検討し、本施策を推進していくこと。	19.0%	83.9%
	1事業者当たりの温室効果ガス削減割合（排出量）（t）	145.3	145.3	121.1	83.3%			
3 ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）	市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量（g）	935	905	792	87.5%	これまでの3Rを通じた資源循環の取組の結果、1人一日あたりのごみ排出量は着実に減少している。平成22年度から実施する「プラスチック製容器包装」の新分別を徹底するため、市民への周知活動を着実に進めること。また、平成21年度より廃食用油の回収拠点が全地区市民センターに拡大されるが、廃食用油資源化モデル事業の全市展開に向け、福祉団体や民間企業との役割分担について検討し、効率的かつ円滑な事業の推進に努めること。そして、市民の目に見える形での意識啓発をさらに推進するとともに、新たな資源の有効活用の取組を検討するなど、資源化率の向上を図り、更なるごみの減量化を実現すること。	41.8%	86.2%
4 廃棄物の適正処理の推進	不法投棄発生件数（件）	735	636	400	62.9%	現在、廃棄物の収集、処理、最終処分等は適正に行われている一方で、不法投棄発生件数については目標値までの減少を達成していない。今後も適正処理を継続していくためには、施設の老朽化や社会情勢の変化に合わせて、施設の更新も視野に入れた適正な整備事業を計画的に進め、特に、資源の有効活用と循環型社会の実現に向けた「プラスチック資源化施設」の整備を着実に推進するとともに、ごみステーションの適正管理や不法投棄未然防止に関する事業について、市民や事業者と連携しながら強化していくこと。	21.3%	79.2%
5 良好な生活環境の確保	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合（%）	3.8	3.5	2.7	77.1%	「良好な生活環境の確保」を推進していくため、環境基準等の達成状況を踏まえた上で、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき国や県との連携強化や大気、河川の監視強化、さらには、より一層の発生源対策を進めるなど、スクラップアンドビルドを徹底した効率的・効果的な監視を実施していく必要がある。また、計画の横断的な取組である宇都宮市環境協定の確実な履行や締結拡大のため、更に事業者支援策を充実するとともに、土壌汚染対策法改正や工場排水自主測定ガイドライン作成に伴う体制を整備すること。	30.7%	87.5%